

## 工事事故等に係る指名停止措置期間運用基準

◎別表1－1から1－4における指名停止措置期間運用基準

○1－1：虚偽記載（1ヶ月から6ヶ月以内）

程度	期間	備考
調査資料等に虚偽の記載	1ヶ月～3ヶ月	
調査資料等に虚偽の記載をし、かつ悪質性が高い	3ヶ月～6ヶ月	

※悪質性の認定とは、例えば、

- ・複数の調査資料に虚偽記載をしている
  - ・刑事告発等を伴う
  - ・組織ぐるみである
- 等を指すものとする

※期間における程度は、虚偽に至る程度等において判断するものとする

○1－2：過失による粗雑工事（自発注、1ヶ月から6ヶ月以内）

程度	期間	備考
補修(補修命令)により初期の目的を達成することが可能な場合	1ヶ月～3ヶ月	
補修(補修命令)では初期の目的を達成できない場合	4ヶ月～6ヶ月	

※期間における程度は、粗雑に至る過失程度等において判断するものとする

○1－3：過失による粗雑工事(他発注かつ瑕疵が重大な場合、1ヶ月から3ヶ月以内)

程度	期間	備考
警察等の監督処分、逮捕起訴等	1ヶ月～3ヶ月	
建設業法に基づく監督処分がなされた場合	1ヶ月	

※期間における程度は、社会的影響度等を勘案して判断するものとする

○1－4：契約違反（2週間から4ヶ月以内）

程度	期間	備考
契約書、共通仕様書等違反	2週間～4ヶ月	
暴力団不当介入通報義務違反	2週間	

※期間における程度は、社会的影響度・悪質性等を勘案して判断するものとする

◎部局発注工事事故（1－5, 1－7）における指名停止措置期間運用基準

○1－5：公衆損害事故（1ヶ月から6ヶ月以内）

程度	被害状況	期間	備考
著しく安全管理義務を怠った	死亡又は複数の重・中傷者	3ヶ月～6ヶ月	
	重・中傷者又は複数の軽傷者	2ヶ月～3ヶ月	
	軽傷者又は複数の微傷者	1ヶ月～2ヶ月	
	微傷者	1ヶ月	
	物損関係	1ヶ月～3ヶ月	
安全管理の措置が不適切であった	死亡又は複数の重・中傷者	2ヶ月～3ヶ月	
	重・中傷者又は複数の軽傷者	1ヶ月～2ヶ月	
	軽傷者又は複数の微傷者	1ヶ月	
	物損関係	1ヶ月～2ヶ月	

期間における程度は、事故に至る過失程度等において判断するものとする

※重傷：全治3ヶ月以上又は特定の後遺症傷害が伴うもの

※中傷：全治1ヶ月以上3ヶ月未満

※軽傷：全治2週間以上全治1ヶ月未満

※微傷：全治2週間未満

○1－7：工事関係者事故（2週間から4ヶ月以内）

程度	被害状況	期間	備考
著しく安全管理義務を怠った	死亡又は複数の重・中傷者	6週間～2ヶ月	
	重・中傷者又は複数の軽傷者	1ヶ月～6週間	
	軽傷者又は複数の微傷者	2週間～1ヶ月	
	微傷者	2週間	
安全管理の措置が不適切であった	死亡又は複数の重・中傷者	2週間～6週間	
	重・中傷者又は複数の軽傷者	1ヶ月	
	軽傷者又は複数の微傷者	2週間	

期間における程度は、事故に至る過失程度等において判断するものとする

※重傷：全治3ヶ月以上又は特定の後遺症傷害が伴うもの

※中傷：全治1ヶ月以上3ヶ月未満

※軽傷：休業4日以上全治1ヶ月未満

※微傷：全治2週間未満

## ◎一般工事事故（1－6，1－8）における指名停止措置期間運用基準

### ○1－6：公衆損害事故（1ヶ月から3ヶ月以内）

程度	期間	備考
警察等による現場代理人等の逮捕起訴等を要件に死傷者等が発生した場合	1ヶ月～3ヶ月	
警察等による現場代理人等の逮捕起訴等を要件に物的損害が発生した場合	1ヶ月～6週間	

※期間における程度は、社会的影響度・悪質性等を勘案して判断するものとする

### ○1－8：工事関係者事故（2週間から2ヶ月以内）

程度	期間	備考
警察等による現場代理人等の逮捕起訴等を要件に死傷者等が発生した場合	2週間～2ヶ月	

※期間における程度は、社会的影響度・悪質性等を勘案して判断するものとする